



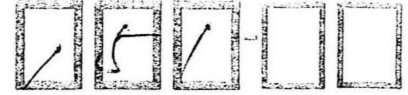
郵便物配達証明書

受取人の氏名	政府税制調査会様
引受番号	12-50-99617-5号
上記の郵便物は、 毎、2月20日 配達したのでこれを証明します。	
東京都	付
東京中央郵便局	日



ユ 07370

郵便はがき



通信事務

東京中央郵便局

八五 国青年抗理士様

伏々不リセン三〇三号

五々みす十二

車ニホ印浩谷区千駄谷

連明也様



— 手紙で心のふれあいを! —



政府税制調査会 御中

1997年2月9日

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン

全国青年税理士連盟

会長



政府税制調査会報告書に対する意見

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当連盟は全国の若手税理士役 3,000名で組織されており、国民のための租税制度の改善を目指して活動している団体です。

さて、1月24日に公表された政府税制調査会報告書に対して、当連盟の意見は下記のとおりでありますので、ご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1、応能負担の原則により直接税中心の課税体系とすべきである。

報告書の指摘のとおり、日本の税体系は所得課税を税制の中心に据えつつ消費課税にウエートをやや移してきていますが、少子・高齢化に伴う財政負担の増大のため単に消費税を増税することは課税の公平を損うこととなります。消費税は応能負担の原則に反し、逆進性を有する税でありますから、高額所得者をより優遇し年金所得者等の低所得者に負担を強いる結果になっていきます。また、課税の垂直的公平よりも水平的公平を重視しすぎると、諸外国の例のように貧富の差が拡大し、「活力」と「やる気」に乏しい低所得者層を増大させる結果となります。よって、現行とおり、所得課税を中心にしつつ、消費税の不備を改善し、資産課税を加味してゆくのが望ましい税制と言えます。

2、財政再建のためには消費税増税でなく不公平税制の是正によるべきである。

我が国の財政事情の悪化に対して、行財政改革を怠り、安易に消費税増税に頼ることは国民にコセンサスを得られません。財政再建のため、法人税等の租税特別措置を見直すことは重要ですが、それとともに不公平税制の是正が不可欠であります。利子・配当所得や有価証券譲渡所得等の総合課税化、宗教法人等の公益法人の課税の適正化やフリッジ・ベネフィット課税等にメスを入れることが、国民の立場から公平で分りやすい税制を築くこととなります。

内閣総理大臣官房内政審議室

黒田 忠司 (審)